

理美容師のシャンプー液等の使用による接触性皮膚炎(化学物質による疾病に関する分科会検討資料)

	化学物質名	安衛法の規制	新たな症状又は障害報告			評価 (※1)	評価の理由(※2) 【通常労働の場で発生しうるものと認められるか否かという観点から】	①ACGIH TLV Basis	②産衛学会による許容濃度 提案年/ヒトに関する報告	③リスク評価検討会報告年月	③リスク評価報告書におけるヒトに 関する報告
			症例報告(症状)	疫学報告(手法)	医学的知見報告書頁						
10	システアミン塩酸塩(GHC)	-	1件(屈曲性湿疹、紅斑性浮腫)	あり(横断研究)	30'報告書 88頁	△ △	横断研究は海外(デンマーク、オランダ)のものであるが、Contact Dermatitis 80(3): 2019に掲載された西岡らによるShort paperによると、山口県のある皮膚科クリニックで2012年から2017年の間に診た17人の美容師のうち、7人(41%)がシステアミン塩酸塩に対するパッチテストに陽性だったと報告している。日本人の症例報告であることからこれも含めて検討が必要か。 1つの疫学調査及び1つの症例だけでは◎、○とはできない。この他に疫学、症例があれば検討の余地はあるが、現時点では保留。	-	-	-	-
11	ココミドプロピルベタイン(CAPB)	-	1件(皮膚炎)	あり(横断研究、後ろ向き研究)	30'報告書 92頁	○ ×	Suuronen2012は10人をCAPB関連物質による接触皮膚炎と診断し、うち2人をCAPB陽性とした。Aerts2016の症例はCAPB関連物質に曝露しているがパッチテストでCAPBには陰性であった。機構が行った労災疾病等医学研究によると、アレルギー性接触皮膚炎の報告は、わが国で5例(うち理・美容師の症例は3例)である13-16)。 13) 谷口彰治, 他:皮膚34(増14):191-195, 1992 14) Yasunaga C et al: Environmental Dermatology 7:16-20, 2000 15) Hashimoto R et al: Environmental Dermatology 7: 84-90, 2000 16) Kondo M et al: Environmental Dermatology 9:63-69, 2002 アメリカ接触皮膚炎協会は、2004年にアレルギーの原因となる物質に認定した。 Suuronenらの後ろ向き研究で、著者自身が、CAPB自体がアレルゲンではない可能性が高いと結論している	-	-	-	-
1	バラトルエンジアミン(PTD)						-	-	-	-	
2	オルトニトロパラフェニレジアミン(ONPPD)						-	-	-	-	
3	パラアミノフェノール(PAP)						-	-	-	-	
4	パラアミノアゾベンゼン(PAAB)						-	-	-	-	
5	赤色225号(R-225)						-	-	-	-	
7	ハイドロキノン						2007 眼の刺激、損傷	- (感作性は'10に提案)	報告書はなし	-	
8	チオグリコール酸アンモニウム(ATG)						-	-	-	-	
9	モノチオグリコール酸グリセロール						-	-	-	-	
12	香料ミックス						アレルギー性皮膚疾患の検査薬(α-アミルシナムアルデヒド、イソオイゲノール、ケイ皮アルデヒド、オイゲノール、ケイ皮アルコール、ヒドロキシトロネロール、ゲラニオール、オークモス)	-	-	-	
13	ペルーパルサム						飲料およびタバコに使用される香料、ならびに香水の固定液および香料;また外用薬、歯科薬、その他多くの製品にも含まれる 主要なアレルゲン: 桂皮酸および安息香酸のエステル、バニリン、松ヤニ(ロジン)およびトルーパルサム、桂皮酸、安息香酸、そごう香、およびベンゾインチンキとの交差反応、おそらくはいくらかの光毒性もあり	-	-	-	
14	ケーソンCG						-	-	-	-	
15	クロクロレゾール						-	-	-	-	

理美容師のシャンプー液等の使用による接触性皮膚炎(化学物質による疾病に関する分科会検討資料)

	化学物質名	安衛法の規制	新たな症状又は障害報告			評価 (※1)	評価の理由(※2) 【通常労働の場で発生しうるものと認められるか否かという観点から】	①ACGIH TLV Basis	②産衛学会による許容濃度 提案年/ヒトに関する報告	③リスク評価検討会報告年月	③リスク評価報告書におけるヒトに 関する報告
			症例報告(症状)	疫学報告(手法)	医学的知見報告書頁						
16	硫酸ニッケル						-	'11/-	'08.3(ニッケル化合物)(初期)	・目に対する重篤な損傷性/刺激性 ・皮膚感受性 ・発がん性	
17	塩化コバルト						-	- (生物学的許容値は'05に提案)	'10.7(詳細)	・発がん性が疑われる ・皮膚感受性 ・呼吸器感受性 ・反復投与毒性	
18	チウラムミックス					テトラメチルチウラムモノスルフィド、テトラメチルチウラムジスルフィド、ジスルフィラム、ジペンタメチレンチウラムジスルフィド	-	-	'20.3(テトラメチルチウラムジスルフィド)(初期) '18.1(テトラエチルチウラムジスルフィド)(初期)	(チウラム) ・皮膚刺激性/腐食性 ・目に対する重篤な損傷性/刺激性 ・皮膚感受性 (ジスルフィラム) なし	

※1 告示に新たに症状又は障害を追加することへの可否について、◎:必ず追加すべき、○:追加すべき、△:評価保留、×:追加すべきものはないで記載をお願いします。

※2 「評価の理由」の欄には、評価された理由を記載頂き、◎又は○と評価される場合は、症状又は障害と根拠となるその文献等の記載をお願いします。